

茨城県立 I T 未来高等学校
校則

【校内生活について】

- (1) 校内では、他に迷惑をかけないように心がけ、定められた授業のルールや集団生活のマナーを守り生活をする。
- (2) 校内外の生活上の問題（心身の異変・紛失物・校具破損・交友関係等）は直ちに担任等に相談する。
- (3) 校舎や校具等を使用する場合は管理責任者の許可を必ず得て使用すること。紛失破損した場合は届け出て指示を得る。また教室内外の整理・整頓・美化に努める。
- (4) 特別教室・準備室・教官室・その他施設等には許可なく出入りしない。
- (5) 登校後は、無断で校外に出ない。
- (6) 生徒間での物品・金銭の貸借はしない。また、学校生活に不必要な金銭・物品等を持ち込まないようにする。
- (7) 校内においてのスマートフォン等の使用については以下のようにする。
 - ア 授業中・考査中の使用は禁止とする。
 - イ 考査中のスマートフォン等の扱いに関しては、考査の注意事項に従う。
 - ウ 校内外にかかわらず、自分および他人の個人情報や他人を誹謗中傷するような内容をインターネット上（SNS 等）に載せない。
- (8) 学校の許可なしに校内において、出版物の発行やポスター等の掲示、ビラの配布、物品や金銭の徴収はしない。
- (9) エアコン・ストーブ等の使用の際は、学校の指示に従いその取扱いに注意する。
- (10) アルバイトは許可制とする。

【頭髪服装について】

- (1) 本校所定の制服は特に定めない。服装は、勉学に励むのに節度を持ち、清潔・端正・質素であるようにつとめる。
- (2) 式典は、スーツやジャケットパンツスタイル（黒、紺、グレー等の組み合わせ）を推奨する。
- (3) 靴は通学や学校生活、授業に安全上支障がないものを履くようにする。（例：サンダル、クロックス、ハイヒール等は禁止とする）
- (4) 帽子は学校内では着用しない。
- (5) 体育の授業は、本校所定の体操着、体育館シューズを使用する。
- (6) 脱色・染色・エクステンションは禁止する。

- (7) ピアス・イヤリング・ネックレス・ブレスレット・指輪等の装飾品は禁止とする。
- (8) 化粧(口紅・色つきリップクリームなども含む)・カラーコンタクトは禁止とする。
- (9) 入れ墨・タトゥーは禁止する。

【交通関係について】

- (1) 学校まで自転車で通学する者は、所定の自転車通学願を、担任を通して提出し、鍵をかけて管理する。また、本校所定のステッカーを貼付する。
- (2) 第一種原動機付自転車(50cc以下、以後：原付)及び自動二輪車の運転免許取得は禁止とする。ただし、居住地や勤務先が交通不便地域に当たる場合、申出により状況を勘案し審議の上、原付の免許取得及び通学に利用することを許可する。
- (3) 普通自動車の運転免許取得については次の通りである。
 - ア 自動車学校への入校は卒業年次の10月1日以降とし、手続き日や入校日、教習日は授業や学校行事に支障のない放課後や休日を利用する。
 - イ 自動車学校通学許可願を担任に提出し、自動車学校通学許可証を得る。
 - ウ 登校日や授業時間の教習は禁止とする。
 - エ 自動車学校を卒業した場合、および免許を取得した際には、担任に報告する。
- (4) 自動車による通学、自動二輪車に同乗しての通学、その他電動キックスクーターやスケートボードによる通学は禁止とする。
- (5) 就労している生徒の自家用車通学又は二輪車(原付に限る)通学は、申出により状況を勘案し審議の上許可する。

【欠席・早退・その他】

- (1) 欠席・遅刻・早退する際は、保護者が学校に連絡する。
- (2) 生徒会活動・公式試合・就職試験及び入学試験等で欠席する場合は、事前に担任に届け出る。なお、この場合は公欠扱いとなる。
- (3) インフルエンザ等の感染症に感染した場合は出席停止とし、医師の受診を証明できる明細や処方箋の写しを添えて学校感染症に関する罹患届書を提出する。
- (4) 忌引の場合は、忌引届を担任に提出する。忌引日数は次のように定める。
 - ア 父母7日・兄弟姉妹3日・祖父母3日
 - イ 伯叔父母1日・曾祖父母1日(遠方の場合は移動に要する日数を加える)
- (5) 早退する場合は、担任の許可を得る。早退をした場合は、自宅に着き次第学校に保護者が連絡をする。
- (6) 休学する場合は、担任と相談の上、所定の休学願を提出する。
- (7) 転学・退学をする場合は、担任と相談の上、所定の転学願・退学願を提出する。

【諸届及び諸手続きについて】

- (1) アルバイトを実施する際は、事前に「アルバイト許可願い」を提出し、許可を得る。
- (2) アルバイトを実施する際は、学校発行の許可証を常に携帯する。なお、アルバイトを行う際には以下のア、イ、ウの条件を厳守すること。
 - ア アルバイト届出許可証の有効期限は4月1日から翌年の3月31日までの1年間とする。年度をまたいで継続する者は再度、所定の届出を提出する。
 - イ 職種及び職場は健全であり、なおかつ危険を伴わない業務とする。
 - ウ 酒類を提供する店や高校生が立入を禁止されている店でのアルバイトは禁止とする。
- (3) JRの通学定期券を購入する場合は、身分証明書を添えて最寄りの駅で購入する。なお、通学証明書を必要とする場合は、事務室にある所定の用紙に必要事項を記入し、担任の検印を受け、使用日の3日前までに事務室に申し込む。
- (4) 学割を必要とする場合は、所定の旅行承認願及び学割交付願を担任を通して必要とする1週間前までに申し込む。
- (5) 在学証明書・卒業見込み証明書・成績証明書及び調査書（進学・就職）を必要とする場合は、所定の交付願を担任を通して申し込む。
- (6) 事務室の窓口は、通常月曜日から金曜日の8時25分から16時55分までである。
- (7) 現住所（住居表示を含む）・保護者の氏名等に変更が生じた場合は、直ちに担任に報告し住民票を提出する。
- (8) 自宅以外から通学する場合は、所定の届けを担任を通して提出する。
- (9) 日本学生支援機構・茨城県の奨学金・その他の奨学生を志望する場合は、担任に相談して手続きをとる。